

令和4年第4回 農業委員会総会

日時 令和4年4月25日（月）午後3時00分

場所 糸満市役所3-C会議室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1番 大城 真由美	2番 山城 学
3番 久保田 政子	4番 百次 成仁	5番 杉本 雄靖	6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩	8番 宮里 良淳	9番 玉城 正智	10番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄	2番 金城 正弘	3番 長嶺 淳二	4番 大城 久
5番 賀数 宏	6番 伊敷 幸隆	7番 幸地 豊	8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清	10番 新垣 芳隆	11番 山城 隆次	12番 山城 満
13番 志茂 政安	14番 安谷屋健治		

【欠席委員】

山城 隆次

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 金城 伊作

【議事録署名人】

5番 農業委員 杉本 雄靖 6番 農業委員 山城 弘美

【議事日程】

日程第1	議案第13号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2	議案第14号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第3	議案第15号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第4	議案第16号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

令和4年第4回 総会 議事録

事務局	これより令和4年第4回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和4年第4回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は5番農業委員の杉本雄靖さん、6番農業委員の山城弘美さんでお願いします。次回調査委員は、7番農業委員の長嶺安浩さん、8番農業委員の宮里良淳さん、5番推進委員の賀数宏さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（10件） 日程第2 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（7件） 日程第3 議案第15号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（1件） 日程第4 議案第16号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（6件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番は新垣の1筆で売買による所有権の移転であります。2番と3番は関連します。受人渡人は同一で土地の交換になります。大度の土地の交換による所有権の移転であります。4番と5番は関連します。受人が同一であります。4番は喜屋武の5筆で売買による所有権の移転であります。5番は米須の1筆で3年間の使用貸借権の設定であります。6番は宇江城の3筆で売買による所有権移転であります。7番は賀数の1筆で売買による所有権移転であります。8番は大里の1筆で5年間の使用貸借権の設定であります。9番は照屋の1筆で売買による所有権移転であります。10番は大度の2筆で売買による所有権移転であります。以上です。

会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。 (時間をおいて) 質問がなければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	只今の案件は可とします。次に議案第 14 号について事務局説明を。
事務局	5 ページをお開き下さい。農地法第 5 条について、1 番、伊原の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で進入道路への転用であります。2 番 米須の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。3 番 賀数の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で駐車場への転用であります。4 番 真栄平の 2 筆で農地区分は第 1 種農地であります。使用貸借権の設定で一般住宅への転用であります。5 番 喜屋武の 1 筆で農地区分は第 2 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。5 番 新垣の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で進入路への転用であります。7 番 山城の 1 筆で農地区分は第 1 種農地であります。贈与による所有権移転で一般住宅への転用であります。5 条は以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	現地を調査しましたので、報告します。7.8 ページをお開き下さい、申請地は第 1 種農地で原則不許可であります、不許可の例外農業用施設に該当するため進入路への転用は問題無いものと判断しました。9.10 ページをお開き下さい。申請地は第 1 種農地であり、原則不許可であります、不許可の例外、集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。3 番 11.12 ページをお開き下さい。申請地は第 1 種農地で原則不許可であります、不許可の例外、集落接続に該当するため駐車場への転用は問題無いものと判断しました。4 番 13.14 ページをお開き下さい。申請地は第 1 種農地で原則不許可であります、不許可の例外集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。5 番 15.16 ページをお開き下さい。申請地は原野及び宅地に囲まれた第 2 種農地であり、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。6 番 17.18 ページをお開き下さい。申請地は第 1 種農地で原則不許可であります、不許可の例外敷地拡張に該当するため、進入道路への転用は問題無いものと判断しました。7 番ページ 19.20 をお開き下さい。申請地は第 1 種農地であり、原則不許可であります、不許可の例外集落接続

	に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。以上です。
会長	只今の案件について、疑問質問があればお願いします。
委員	何故、使用貸借を結ぶのか？親子以外では考えられないが。
事務局	親子関係になり、税金面を考えて使用貸借としているのでは？
委員	売買による駐車場であるが、申請地から病院まで遠いのではないか？
事務局	300mくらいで、職員は更に遠い北波平の駐車場から歩いて通勤している。
会長	他にないでしょうか？（時間をおいて）只今の案件について可としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案 14 号は可とします。次に議案第 15 号あっせん委員の指名について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 15 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、読み上げて説明。
会長	只今の案件同意としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 15 号は同意とします。次に議案第 16 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは 24 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 4-1～4-6 までを読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。 質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。

委員	備考にある規模拡大（経営開始型）とあるが、補助が貰えるのか、何かあるのか？
事務局	これに関しては分からないので、農政課に確認して頂きたい。
会長	他にありませんか？時間をおいて、只今の案件可としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	只今の案件について議案第 16 号は可とします。 以上で本日の総会を終了いたします。 議事録署名人 5 番 農業委員 杉本雄靖 6 番 農業委員 山城弘美